毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行) 発行人

大 分 県 編集

九州凸版印刷株式会社

(定価

十 第

令 和 元 年

七 号

五

月

+

九

日

大分県告示第二百八十四号

日

火 曜

)

箇年 三万八千八百八十円)

示

〇 告

の医療機関を消防法 救急病院等を定める省令 (昭和) 一十三年法律第百八十六号)第二条第九項に規定する救急隊によ (昭和三十九年厚生省令第八号) 第一条第一項の規定により、

次

令和元年十一月十九日

り搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。

大分県知事

広

瀬

勝

貞

療所の別 救急病院 救急病院 救急病院 高田中央病院 佐伯中央病院 名 称 豊後高田市新地一一七六番地 佐伯市常盤東町六番三〇号 所 在 地 令 令 四 元 ・・・ 令 四 令元・ 認 _ _ • $\overline{\cdot}$ 定 ○ <u>=</u> 期 三一まで 一から 一から 一まで 間

大分県告示第二百八十五号

莊

規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、 おいて準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の 同条第三項に

告

示

大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出…………………………………………………………………

定......

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制

則

目

次

令和元年十一月十九日

大分県知事 広

瀬

勝

貞

グッデイ日田店 大規模小売店舗の名称及び所在地

1

届出の概要

に公布する。

令和元年十一月十九日

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここ

○規

則

大分県規則第三十八号

日田市大字渡里百十八番一

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社グッデイ

代表取締役 柳 隆

志

福岡県福岡市博多区中洲中島町二番三号

附

則第二号に掲げる規定の施行期日は、令和元年十二月一日とする。

令和元年十 一月十九日

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例(令和元年大分県条例第二十六号)

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める

大分県知事

広

瀬

勝

貞

変更した事項

3

大分県報 (規則・告示)

大分県報 (告示)

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者

変更前 嘉穂無線株式会社

代表取締役 瀬 真 澄

福岡県福岡市南区塩原一丁目二十八番二十四号

変更一 嘉穂無線株式会社

代表取締役 柳 瀬 真 澄

福岡県筑紫郡那珂川町松木二丁目六十一番地

変更二 嘉穂無線株式会社

代表取締役 柳 瀬 隆 志

福岡県筑紫郡那珂川町松木二丁目六十一番地

変更三 株式会社グッデイ

代表取締役 柳 隆 志

福岡県筑紫郡那珂川町松木二丁目六十一番地

変更四 株式会社グッデイ

代表取締役 柳 志

福岡県福岡市博多区中洲中島町二番三号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

ては代表者の氏名

変更前 嘉穂無線株式会社

代表取締役 柳 瀬 真 澄

福岡県福岡市南区塩原一丁目二十八番二十四号

変更一 嘉穂無線株式会社

代表取締役 柳 瀬 真 澄

福岡県筑紫郡那珂川町松木二丁目六十一番地

変更二 嘉穂無線株式会社

代表取締役 柳 瀬 隆 志

福岡県筑紫郡那珂川町松木二丁目六十一番地

変更三 株式会社グッデイ

代表取締役 柳 志

福岡県筑紫郡那珂川町松木二丁目六十一番地

変更四 株式会社グッデイ

> 代表取締役 柳 瀬 隆 志

福岡県福岡市博多区中洲中島町二番三号

変更の年月日

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者

平成二十年九月二十一日

平成二十八年六月十五日

平成二十八年九月二十一日

令和元年九月二日

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

ては代表者の氏名

平成二十年九月二十一日

(2) 平成二十八年六月十五日

平成二十八年九月二十一日

(4) (3) 令和元年九月二日

届出年月日

令和元年十月十六日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和元年十一月十九日から令和二年三月十九日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県西部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年三

「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

月十九日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下

に提出しなければならない。

は、その旨を申し出ることができる。 なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者

大分県告示第二百八十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水

<u>-</u> 三 産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。 \equiv 産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。 大分県告示第二百八十七号 西部振興局並びに九重町役場に備え置いて縦覧に供する。) 1 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水 1 八六〇九番、八六一一番、字ダイラ八六三八番、八六四〇番、 水源の涵養 指定の目的 指定施業要件 保安林予定森林の所在場所 指定施業要件 佐伯市大字長谷字クダズリ八五九四番から八五九八番まで、八六〇六番、 玖珠郡九重町大字町田字立野三二五六番九 保安林予定森林の所在場所 令和元年十一月十九日 土砂の流出の防備 令和元年十一月十九日 立木の伐採の方法 立木の伐採の方法 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県 次のとおりとする。 次の森林については、主伐は択伐による。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町 主伐に係る伐採種は、定めない。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 大分県知事 大分県知事 広 広 八六四二番 瀬 瀬 八六〇八番、 勝 勝 貞 貞 大分県告示第二百八十八号 産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。 1 まで(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)、七八二番、七八三番一、字長鳥 森林法 部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。 三四九三番一、三四九四番、三四九六番 保安林予定森林の所在場所 指定の目的 指定施業要件 中津市山国町守実字田ノ平上七六七番一、七七〇番、 令和元年十一月十九日 (\equiv) (Ξ) 土砂の流出の防備 立木の伐採の方法 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 から七七五番まで、字長鳥三四九四番 次のとおりとする。 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 限る。) 三四九六番(以上六筆について、次の図に示す部分に限る。)、字田ノ平上七七三番 次の森林については、主伐は択伐による。 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町 間伐に係る森林は、 字田ノ平上七六七番一・七七〇番・七八二番・七八三番一・字長鳥三四九三番一・ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水 次のとおりとする。 大分県知事 七七二番、七七三番から七七五番 広 瀬 勝

貞

字クダズリ八五九四・字ダイラ八六四二(以上二筆について、次の図に示す部分に

2

大分県報

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産

大分県告示第二百八十九号

産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水

令和元年十一月十九日

保安林予定森林の所在場所

大分県知事 広 瀬 勝 貞

ら七二七三番七五まで、七二七三番七七、七二七三番七八 七二七三番六六、七二七三番六七、七二七三番六九、七二七三番七〇、 津久見市大字津久見字赤木七二七三番一二から七二七三番一四まで、 七二七三番七三か 七二七三番六四、

指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

 \equiv

1 立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は択伐による。

七三番七五・七二七三番七七(以上六筆について、次の図に示す部分に限る。) 字赤木七二七三番一二・七二七三番一四・七二七三番六六・七二七三番六七・七二

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

部森林保全課及び大分県中部振興局並びに津久見市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産

大分県告示第二百九十号

おり保安林の指定をする予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のと

令和元年十一月十九日

大分県知事 広

瀬

勝

貞

九五七番一、九五八番から九六二番まで、九六四番、九六九番、九七四番、九七五番、 保安林予定森林の所在場所 国東市安岐町山浦字神手九一七番、九二一番、九四五番、九四七番、 九五五番、 字大谷

二、字丸尾一九一○番、一九一三番から一九一五番まで

九七七番、九七九番、九八一番、九八二番一、九八五番、九九一番、九九二番、九九三番

指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は択伐による。 字神手九五五・字大谷九五七番一・九五九番・九七九番・九八一番・九八二番一・

九九一番・九九二番・九九三番二(以上九筆について、次の図に示す部分に限る。)

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2

部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産

大分県告示第二百九十一号

おり保安林の指定を解除する。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、 次のと

令和元年十一月十九日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

解除に係る保安林の所在場所

豊後高田市見目字長岬四〇六〇番(次の図に示す部分に限る。

保安林として指定された目的

公衆の保健

 $\frac{-}{1}$ いて一般の縦覧に供する。 区域を変更する。 _ 1 並びに豊後高田市役所に備え置いて縦覧に供する。 \equiv 大分県告示第二百九十三号 並びに豊後高田市役所に備え置いて縦覧に供する。 おり保安林の指定を解除する。 大分県告示第二百九十二号 3 その関係図面は、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 3 2 2 森林法(昭和二十六年法律第二 令和元年十一月十九日 「次の図」は、 解除の理由 指定理由の消滅 令和元年十 一月十九日 「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局 指定理由の消滅 解除の理由 保安林として指定された目的 解除に係る保安林の所在場所 指定理由の消滅 解除の理由 風害の防備 保安林として指定された目的 豊後高田市見目字長岬四○六○番 解除に係る保安林の所在場所 公衆の保健 豊後高田市見目字長岬四○六○番 令和元年十一月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置 省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局 一百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のと (次の図に示す部分に限る。) (次の図に示す部分に限る。) 大分県知事 広 瀬 次のように道路の 勝 貞 田線戸畑日 及び路線名 道路の種類 項の規定により、 供用を開始する。 実施について通知があった。 いて一般の縦覧に供する。 道路の種類及び路線名 大分県告示第二百九十四号 測量法 般国道二一一号 その関係図面は、令和元年十一月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 公共測量(数值撮影、数值図化) 作業の種類 令和元年十一月十九日 令和元年十一月十九日 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一 五まで 六一から日田市天瀬町馬原字鳶ノ巣一五七番 六一地先から日田市天瀬町馬原字鳶ノ巣一五七番 日田市天瀬町馬原字大清水一四八番 日田市天瀬町馬原字大清水一五〇番 一〇まで 次のとおり国土交通省九州地方整備局山国川河川事務所長から公共測量の 公公 日田市大字大肥字寺田二二三三番五まで日田市大字大肥字方司口二五四〇番三から 区 間 供 用 告 開 大分県知事 大分県知事 始 前 後 別 区 後 前 間 四四・五・四 広 広 敷地の幅員 ∫ <u>∓</u>. ○ メートル 瀬 瀬 令元・一一・一九 次のように道路の 供用開始年月日 勝 勝 延 四 四 メートル 三三・七 九.〇 長 貞 貞

大分県知事

広

瀬

勝

貞

大分県報

(告示・公告)